

ねんきん月間

日本年金機構では、11月を『ねんきん月間』と位置づけ、函館ねんきん事務所では、納付相談会を実施いたします。近郊にお住まいの方でお時間のある方はこの機会にご自身の国民年金保険料の納付状況を再度確認されるようお願いいたします。

国民年金保険料の納付期限は、翌月末となっております。国民年金は、65歳から受給できる老齢年金以外にも、障害年金や遺族年金があります。納付期限内に納付しないと何らかの障害を負った際に障害年金が支給されない場合や被保険者が死亡した際に遺族年金が支給されない場合もありますので、早めの納付をお願いします。

保険料の納付が困難な方については、保険料の納付を全部または一部免除する制度があります。

会社勤めだった方が離職した場合の特例制度(1)もあります。

なお、審査の結果、一部免除に該当になった方は残りの保険料を納付しないと未納と同じ扱いですのでご注意ください。

学生の方については保険料の納付を猶予する学生納付特例制度(2)や30歳未満の方につ

いては、若年者の納付猶予制度(3)があります(4)。
ご不明な点は、役場住民課福祉年金係、または函館年金事務所まで、ご相談ください。

(1)平成22年3月31日以降に離職された方は、前年所得を0円で審査します。
必要書類は、ハローワークから発行される雇用保険受給資格者証と手帳です。
また、被保険者の離職により配偶者も国民年金に加入した場合、その配偶者についてもこの特例制度が利用できます。

(2)本人の所得が基準額以下で、対象の学校に通う方であれば該当になる制度です。
お届けは、年金手帳と学生証があれば可能です。
なお、申請は毎年度提出をしなければなりませんので、昨年度提出し、今年度提出をしていない方は、お早めのお手続きをお願いします。

(3)通常の免許制度が本人・配偶者・世帯主の前年所得で審査するのに対し、若年者の納付猶予制度は、本人・配偶者の前年所得のみで審査します。

(4)学生納付特例制度と若年者の納付猶予制度については、65歳から受給できる老齢年金額には反映されませんが、何らかの障害を負った際に支給対象となる障害年金や死亡した際に支給対象となる遺族年金が支給されるなど保険的な要素もありますので、是非お手続きをお願いします。

児童虐待は人権侵害です ～子どもを虐待から守るために～

〈11月は虐待防止月間推進月です〉

「児童虐待の防止等に関する法律」では、「何人も児童に対し、虐待をしてはならない（児童虐待の禁止）」と規定されています。

また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所などの関係機関に通告することが義務づけられています。

次のようなことに気づいたら虐待行為の疑いがありますので、通告することが必要となります。

- ・近所から叩く音や叫び声が聞こえる
- ・不自然な傷が多い子どもがいる
- ・衣服や体がいつも極端に汚れている子どもがいる
- ・小さな子どもを置いて頻繁に外出している
- ・車内に子どもが放置されている など



通告者のプライバシーは法律で保護されます。その気づきによって大切な命が守られることがあるかもしれませんので、見つけたときは勇気を出して最寄りの児童相談所、市町村、福祉相談所（総合振興局及び振興局）、民生委員・児童委員、主任児童委員に早めにご連絡ください。

なお、児童相談所では、専門の職員が調査、指導を行い、必要な場合は子どもを児童相談所や施設などで緊急に保護します。

【問い合わせ先】 全国共通ダイヤル ☎ 0570-064-000
函館児童相談所 ☎ 0138-54-4152
受け持ち地域 渡島総合振興局管内、檜山振興局管内

妊娠中の方へ

話してみませんか？
こころが軽くなるように！

- お産や子育て、出産後の生活が心配
- 親になることが不安
- 自分は妊娠を望んでいなかったのに悩んでいる
- 相手が妊娠を望んでいなかったのに悩んでいる
- 子どもが育てられない
- 子どもの育て方がわからない
- 経済的に困っているなど

妊娠したことに悩んでいませんか？
予定外の妊娠をした女性は、周囲に相談できず、たった一人で悩んでいることが少なくありません。

独りで悩まないで、一緒に解決策を探しましょう。

【問い合わせ先】
江差保健所
(女性の健康サポートセンター)
電話 0139-52-11503
保健福祉センター
(保健指導係)
電話 2-33381

・秘密については守られます。
匿名での相談にも対応します。

平成23年10月から子ども手当が変わりました

中学校卒業前のお子さんをもつ方へ
10月から子ども手当を受け取るためには、
これまで子ども手当を受け取っていた方も含め、
**全ての方について
申請が必要です!!**

新しい法律により、支給要件などの変更が行われたことから、対象となるお子さんをもつ全ての方に申請をお願いしています。

平成23年10月1日の時点で受給資格のある方は
平成24年3月末までに申請をすれば、10月分から
手当を受け取ることができます。

以下の方は、速やかに申請を!!

- 10月以降に他の市区町村へ転居した方
- 10月以降にお子さんが生まれた方

10月以降に他の市区町村へ転居した方は、**転出した日（転居予定日）の翌日から15日以内**、10月以降にお子さんが生まれた方は、**お子さんが生まれた日の翌日から15日以内**に申請が必要です。
(3月に申請をしても、さかのぼって受け取れません)

以下の1～4に該当するときは、 届け出が必要です

1. 子どもを養育しなくなったことなどにより支給対象となる子どもがいなくなったとき（減額になるとき）
2. 同じ町内の中で住所が変わったとき、または養育している子どもの住所が変わったとき
3. 受給者の方または養育している子どもの名前が変わったとき
4. 海外に住んでいる父母から国内で子どもを養育しているものとして、「父母指定者」の指定を受けるとき

お問い合わせ先
役場住民課福祉年金係
電話 2-3406

10月以降の子ども手当制度について (平成23年10月～平成24年3月)

1. 支給対象

子ども手当は、中学校卒業まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の子どもを養育している方に支給します。

2. 支給額

子どもの年齢	子ども手当月額
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円

3. 支給時期

平成24年2月	平成23年10月～平成24年1月分 (4ヶ月分)
平成24年6月	平成24年2月～3月分 (2ヶ月分)

今までの子ども手当と 違うところは…

1. 子どもが日本国内に住んでいること

原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に子ども手当を支給します。

ただし、子どもが海外に留学している場合は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

2. 両親が離婚協議中で別居している場合は、 子どもと同居している方を優先

父母が、離婚協議中で別居している場合は、お子さんと同居している方に支給される場合があります。

ただし、単身赴任の場合は、これまでどおり、子どもの生活費を主に負担している方に支給します。

3. 海外にいる父母が指定する人に支給

父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内に住む子どもを養育している人を指定すれば、指定された方に子ども手当を支給します。

子どもの住所のある市町村区に「父母指定者指定届」を提出して、認定を受けてください。

4. 未成年後見人に支給

子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に子ども手当を支給します。

5. 児童福祉施設の設置者、里親に支給

子どもが施設に入所している場合や里親等に委託されている（預けられている）場合は、原則として、その施設の設置者や里親等に子ども手当を支給します。